工事請負契約書

注文者：株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、請負人：株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、以下のとおり工事請負契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（工事請負の合意）

　甲は、乙に対し、次の工事（以下、「本件工事」という。）を注文し、乙はこれを請け負う。

　【工事の内容】

　　工事名　　〇〇〇〇工事

　　工事場所　青森県〇〇市〇〇〇〇

工事内容　添付の設計図及び仕様書のとおり

第２条（工期）

　本件工事の工期は、次のとおりとする。

　【工期】

着手　　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

完成　　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

引渡し　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

【工事を施工しない日】

〇〇〇〇

【工事を施工しない時間帯】

〇〇〇〇

第３条（請負代金）

１　本件工事の請負代金は、〇〇〇〇万円（消費税別）とする。

２　甲は、乙に対し、前項の請負代金を次のとおり分割し、乙が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

　　【支払条件】

本契約の締結日から〇日以内　〇〇〇〇万円（消費税別）

目的物の引渡しから〇日以内　〇〇〇〇万円（消費税別）

第４条（原材料の負担）

本件工事に係る原材料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

第５条（引渡し・検査）

１　乙は、甲に対し、第２条に定める引渡しの期日までに、完成した目的物を引き渡す。ただし、引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

２　甲は、目的物の引渡しを受けたときは、引渡し後〇営業日以内に乙の立会いのもとに目的物を検査し、その結果を乙に書面で通知する。甲がこの期間内に通知を行わなかった場合は、検査に合格したものとみなし、これをもって検査完了とする。

第６条（所有権の移転）

目的物の所有権は、乙が甲に目的物を引き渡した時に、乙から甲に移転する。

第７条（危険負担）

１　目的物の引渡し前に、甲の責めに帰することのできない事由により目的物が滅失、毀損した場合、その危険は乙の負担とする。

２　前項の場合において、甲が本契約を締結した目的を達せられないときは、甲は本契約を解除することができる。

第８条（契約不適合責任）

甲は、目的物の種類又は品質に関する契約不適合がある場合、乙に対し、目的物の修補又は請負代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる区分に従い、甲が乙に対する通知を行った場合に限る。

一　甲が第５条第２項の検査によって契約不適合を認めたとき

　　甲が第５条第２項による不合格の通知を期限内に行った場合

二　第５条第２項の検査によって発見できない契約不適合があるとき

甲が契約不適合の発見後１年以内にその内容を乙に対して書面により通知した場合

第９条（損害の防止）

乙は、目的物の引渡しまで、目的物の既製部分、工事材料、工事設備、工事機器又は近接する工作物もしくは第三者に対し、損害を与えることを防止するために、必要な措置を講じるものとする。ただし、この措置に要する費用は、乙の負担とする。

第１０条（第三者の損害）

本件工事に起因して第三者に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその処理解決にあたり、損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲の責任と負担によりその処理解決にあたり、損害を賠償するものとする。

第１１条（工事・工期の変更）

１　甲は、必要があるときは、工事の追加・減少・変更又は工期の短縮・延長・変更をすることができるものとし、乙はこれに異議を述べない。ただし、本件工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とするものであってはならない。

２　乙は、正当な理由があるときは、甲に対し、工期の延長を求めることができるものとし、延長日数は甲及び乙が協議して定める。

第１２条（請負代金の変更）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、相手方に対し、必要と認められる請負代金の変更を求めることができるものとし、変更後の請負代金の額は甲及び乙が協議して定める。

（１）工事の追加・減少・変更又は工期の短縮・延長・変更があったとき

（２）予期することのできない法令の制定・改廃、物価・賃金等の経済事情の激変、その他の事情の変更により、請負代金が明らかに適当でないと認められるとき

第１３条（注文者の中止権・解除権）

１　甲は、次の各号のいずれかに該当し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に当該違反が是正されないときは、本件工事を一時中止させ、又は本契約を解除することができる。

（１）乙が本契約の条項のいずれかに違反したとき

（２）乙が第２条に定める着手の期日を過ぎても工事に着手しないとき

２　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告なく直ちに本件工事を一時中止させ、又は本契約を解除することができる。

（１）乙が第１９条に違反したとき

（２）乙の工事の進行が著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に工事が完成する見込みがないと認められるとき

　３　乙が次の各号のいずれかに該当したときは、前項と同様とする。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第１４条（請負人の中止権・解除権）

１　乙は、次の各号のいずれかに該当し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に是正されないときは、本件工事を一時中止し、又は本契約を解除することができる。

（１）甲が本契約の条項のいずれかに違反したとき

（２）甲の都合又は責に帰すべき事由により、乙が本件工事を着工できないとき、又は本件工事を続行することが困難なとき

２　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

（１）甲が第１９条に違反したとき

（２）甲の都合又は責に帰すべき事由による工事の遅延又は中止の期間が全工期の〇分の〇以上又は〇〇日に達したとき

（３）甲が工事を著しく減少したために、請負代金が〇分の〇以上減少したとき

　３　甲が前条第３項に定める事由のいずれかに該当したときは、前項と同様とする。

第１５条（損害賠償）

１　甲及び乙は、本契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に発生した損害を賠償しなければならない。

２　甲は、前項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当したときは、乙に発生した損害を賠償しなければならない。

（１）甲の都合又は責に帰すべき事由により本件工事を一時中止させ、本契約を解除したとき

（２）前条第１項又は同条第２項により本契約が解除されたとき

３　乙は、第１項の場合のほか、第１３条第１項又は同条第２項により本契約が解除されたときは、甲に発生した損害を賠償しなければならない。

　４　乙が第２条に定める期日までに目的物の引渡しをしない場合の違約金は、遅滞日数１日当たり第３条第１項に定める請負金額の〇〇〇〇分の〇に相当する金額とする。

第１６条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約における金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１７条（不可抗力）

１　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、甲及び乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対して責任を負わないものとする。ただし、金銭債務の履行遅滞については、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項の事由が生じた場合、直ちに相手方に対して通知するとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くすものとする。

３　甲及び乙は、第１項の事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難な場合、又は工事の遅延又は中止の期間が全工期の〇分の〇以上又は〇〇日に達した場合、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第１８条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１９条（権利義務の譲渡及び一括下請負の禁止）

１　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約における一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本件工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

第２０条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合、相手方に通知しなければならない。

（１）甲においては第１３条第３項に定める事由、乙においては第１４条第３項に定める事由

（２）商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

第２１条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２２条（協議事項）

本契約の定めにない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲：

乙：